

益城町特定不妊治療費助成事業について

町では都道府県等の助成に上乗せして治療費の助成を実施しています



特定不妊治療(体外受精および顕微授精)費助成事業とは、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため特定不妊治療費の一部を助成するものです。

保健福祉センターはびねす ☎ 234-6123

対象者

次のすべての要件を満たす人

- (1) 夫婦のいずれかが益城町の住民基本台帳に記載されていること
- (2) 熊本県もしくは他の都道府県または政令指定都市もしくは中核市(以下「熊本県等」という)が行う特定不妊治療費助成事業の認定を受けた人
- (3) 町税および国民健康保険税を滞納していない世帯の人であること

申請の流れ

1. 申請書を提出する

熊本県等特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けた日から6か月以内に、下記の申請書等の書類を提出してください。

- ① 益城町特定不妊治療費助成事業申請書
※窓口配布および町ホームページからダウンロード可
- ② 熊本県等特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- ③ 特定不妊治療費に係る領収書の写し
- ④ 町税等に未納がない証明書
※窓口配布および町ホームページからダウンロード可

2. 決定通知を受け取ったら、請求書を提出する

益城町特定不妊治療費助成事業支給請求書には、助成金振込先(申請者本人の口座)を記入していただく必要があります。

助成内容

特定不妊治療に係る自己負担額から熊本県等特定不妊治療費助成事業による助成金の額を控除した額とします。ただし、**1回の治療につき5万円を限度**に助成します。

※この事業により対象となる特定不妊治療は、**平成28年4月1日以降**の治療となります。

※特定不妊治療を実施する医療機関および特定不妊治療費は、熊本県等の要項に準じます。

熊本県特定不妊治療費助成事業については、**県子ども未来課**(☎ 333-2209)にお問い合わせください。

ひとりで悩んでいませんか?

専門医によるこころの相談

震災などによるひきこもり、アルコール依存症などの心配ごとに専門医(精神科医師)がご相談に応じます。

相談日時 平成29年1月27日(金)

2月24日(金)

3月24日(金)

13:30、14:30、15:30

※予約制ですので、3日前までにお電話等をお願いします。

場所 保健福祉センターはびねす

料金 無料

※女性相談員による「女性のこころとからだのなんでも相談」も毎月2回開設しています(託児有)。

電話で予約を受け付けています。

政治家の寄付は禁止、有権者が求めることも禁止されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

三ない運動

贈らない! 求めない! 受け取らない!

